

東京都児童福祉審議会 第5回専門部会
(社会的養護について)
議事録

1 日時 平成26年3月20日(木) 18時00分～19時43分

2 場所 第一本庁舎 42階北側 特別会議室B

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 家庭養護の推進について

(2) 家庭復帰等について

自立支援について

当事者〔児童養護施設出身者〕ヒアリング

(3) 家庭的養護推進計画について

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

松原部会長、青葉委員、今田委員、大竹委員、大町委員、柏女委員、加藤委員、木村委員、
武藤委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 第4回専門部会 論点整理

資料3 専門部会委員のご意見

資料4 東京都における家庭養護の推進について〔第4回部会資料再掲〕

資料5 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)について

〔第4回部会資料再掲〕

資料6 社会的養護における自立支援について

資料7 家庭的養護推進計画について

その他 参考資料

開 会

午後6時00分

○栗原少子社会対策部育成支援課長 それでは、定刻の時間になりました。本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

初めに、委員の出欠状況でございますが、本日、横堀委員、網野委員から所用により御欠席との連絡をいただいております。そのほかの委員の皆様には御出席をいただいております、定足数に達していることを御報告させていただきます。

次に、お手元に会議資料を配付してございますので御確認をお願いいたします。

資料1、東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿。

資料2、第4回専門部会 論点整理。

資料3、専門部会委員の御意見ということで、お二人の委員の御意見を記したものとなっております。

資料4、東京都における家庭養護の推進について。これは、前回御提示させていただいたものと同一のものとなっております。

続きまして、資料5、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について。これも前回お示しさせていただいたものです。

資料6、社会的養護における自立支援について。

資料7、家庭的養護推進計画について。

あと、参考資料といたしましてクリアファイルに入っているものでございますが、机上に置かせていただいております。

そのほか、本日御欠席の横堀委員から御提供いただきました資料（A3 1枚）も机上に置かせていただいております。

おそろいでしょうか。

それでは、ここで前回の部会より新たに加わられました委員の方について御紹介をさせていただきます。

大町千恵子委員でございます。

○大町委員 大町でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 どうぞよろしくお願いいたします。

御欠席の今回は書面にて御意見をいただき、事務局より御紹介をさせていただきました。

また、本日、当事者及び支援者としてのヒアリングでお越しいただきました方を事務局から簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

現在、NPO法人「日向ぼっこ」で地域生活支援事業の職員をされております安田和喜さんでございます。

○安田氏 よろしくお願ひします。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 この後、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行は松原部会長にお願いいたします。

○松原部会長 改めまして、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、これから「東京都児童福祉審議会 第5回専門部会」を始めてまいります。

ます。会議次第に沿って議事を進めてまいります。

まず、議事1として「家庭養護の推進について」が準備されてございます。これについて審議をして、あとは家庭復帰等について順次審議をしてまいります。まずは前回の審議の振り返りを事務局からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 それでは、私のほうから資料2「第4回専門部会 論点整理」、あわせて、前回の部会后、お寄せいただきました追加意見につきまして資料3において御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料2の論点整理でございます。

1つ目といたしまして都市型施設養護のあり方、特に前回は人材育成について御議論いただいたところでございますが、大きなところといたしましては、人材育成の前に人材確保・定着、こうした議論が必要であるというお話がございました。

その中で人材育成につきましては、特に子供が施設を選ぶことができない措置制度ということであるので、全施設の職員のレベルアップが必要で、そうしたものを東京都がバックアップしていく必要があるだろうというお話がございました。

人材計画につきましては、人材育成総合計画を各施設が立てて、それに基づき東京都が支援をしていく、あるいはポートフォリオみたいな形で研修履歴をしっかりと押さえて計画的に研修に参加するような、そういったことを考えたかどうかというような御意見をいただいたところでございます。

人材確保につきましては、就職前の教育は非常に大事である。学生たちが育つようなセミナー、実習の現場での支援であるというようなお話がございました。

特に国のほうで行っている26年度予算の人材支援事業、こうした活用なども御紹介させていただいたところでございます。

人材定着につきましては、施設の中で育成システムがあることが離職を防止する点でも非常に大事であるとか、あるいは、最後のポツになります。自分の実践を発表する場など自己価値観を高める機会も設けていく必要があるのではないかというような御意見をいただいたところでございます。

右が家庭養護の推進でございます。こちらについては、普及啓発の中では、里親を知る、登録、委託まで、その一連の流れをリクルートとしてとらえるような観点が必要ではないか。あるいは、里親子の支援については、特に里子の権利擁護といえますか、里子側の支援という視点ももう少し議論すべきではないかということ。

委託促進については、乳児院との協働であるとか、あるいは里親委託等推進委員会のあり方、里親支援専門相談員のあり方、あるいは民間機関と連携する児童相談所のあり方、そういったような御意見があったところでございます。

なお、参考といたしまして、人材のお話がございましたので、国のほうで提示していただきます社会的養護の課題と将来像の人員配置の国が考えている目標水準も参考として掲載させていただいております。

それから、あわせて御意見いただいたものを資料3から御紹介させていただきたいと思っております。

まず、武藤委員からいただいたところでございますけれども、大きく2点でございます。

1点が専門機能強化型施設についてでございますが、この専門機能強化型施設は必須の制度

であるということと、あわせて、少なくとも5年に一度はこの制度の効果検証をする、制度の改善のためにも必要ではないかというような御意見でございました。

それから、2点目の都道府県推進計画については、特に国が、いわゆる国型のグループホームを原則2か所となっているところについては、地域の実情などに応じて国への強い働きかけも必要ではないか、そういった御意見をいただいたところでございます。

それから、加藤委員からいただいたものでございますけれども、専門機能強化型施設については、施設によって専門職の働き方がまちまちではないかということで、都としても一定のモデルを示すことが必要である。あるいは、子供たちは措置先を選べないので、一定のレベルを担保することも必要であるということ。

小規模化についてですけれども、いわゆる複数のレベルでの外部からの支援が必要であるとか、それから、外からの目を入れる必要もあるのだというようなお話でございます。

あわせて、人材の確保・育成・定着でございます。特に専門職（心理職）というところで御意見をいただいておりますけれども、この仕事の魅力を伝えることであるとか、あるいは施設の枠を超えたサポート体制が必要ではないか。特に、例として臨床心理士会や東社協と連携したような研修などを考えていく必要があるのではないかというような御意見をいただいております。

それから、職員養成全体については、やはり施設外の研修を受けることであるとか、あるいは義務化ということも考えていく必要があるというお話でございます。

被措置児童虐待の案件から、いろいろと施設のケア、改善点も見えてくる。そこで見えてくるのは、大きなところでは組織の課題であるという点、それから、同じようにそういう組織の課題もございまして、外からの目を入れていくというような御指摘をいただいたところでございます。

以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。お二方の委員から追加の意見もいただきましたが、振り返りのところで御意見、御質問がありましたら御発言いただきたいと思っております。

どうぞ、武藤委員。

○武藤委員 「第4回専門部会 論点整理」の中で「人材定着」というところで、ポツの3つ目に「複数職員で小規模な部分について対応できるということを基本」ということで、括弧して「(児童が施設で生活する時間帯)」については、ということ、これは以前からそういうことなのですね。ここに参考ということで、国のほうが課題と将来像という形で人員配置の質的な確保のために予算の見積もりなんかもしているということをお聞きしております。国がこういうことで職員の配置を検討するということで、それに伴って東京都も複数職員の配置ということに合わせて、できれば、前回もここで意見を言わせていただいたのですけれども、東京の小規模化した中での適正な職員の配置について今後検討していくというような文言が入れられないかどうか、ぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 小規模化を含めて、今、ここでいろいろ御議論いただいておりますので、そういったものを踏まえながら検討していきたいと思っております。

○松原部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、次に進ませていただきます。議事の「(1) 家庭養護の推進について」に入りたい

と思います。資料の説明と横堀委員からの御意見をあわせて御紹介ください。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 それでは、前回の資料は御参考いただきながら、その資料につきましては前回御説明しておりますので、本日はクリアファイルに入っております参考資料を、前回は追加したところがございますと御説明しておりますが、その中の主立ったものを少し御説明させていただきたいと思っております。

4枚目をごらんいただきたいと思っております。4枚目の8番のところに「養育家庭への新規委託児童の委託時年齢について（平成24年度）」という資料があるかと思っております。ごらんいただければと思っております。

これで見させていただきますと、これは24年度の新規の委託児童の委託時の年齢という分布でございます。見ていただきますように、1歳、2歳、3歳、4、5というところに1つ山がございます、7歳、9歳、10歳は小さな山で、15歳以上のところでまた大きな山が来ているというのが24年度でございます。大体例年このような傾向ではないかというふうに思っております。

それから、右側の10番、「養育家庭における委託児童数別家庭割合」、これも前回資料の中で御説明をさせていただいておりますが、いわゆる養育家庭さんで何人児童を見ているかというところがございますが、75.2%の御家庭が児童1人だということがございます。2人を見ているという方も2割ということで、なかなかこういったところからのファミリーホームの移行というのは現状の中では難しいのかなというところがございます。

最後12番をごらんいただきたいと思っております。「フレンドホームにおける里親認定登録の意向確認」ということで、フレンドホームの方に聞いたところがございます。25年6月末現在で417家庭が登録をさせていただいております。フレンドホームと里親制度は現状としては全く違う制度でございます、養育家庭に委託できないお子さんたちがフレンドホームを使う。養育家庭に委託できる子は養育家庭のほうに進むということで、フレンドホームと養育家庭は現行としましては制度が全く違うものがございますが、今後制度が変わればということ、養育家庭の希望があるか検討していいとか、短時間であれば検討してもいいというような方が、現在417のうち3割ぐらいがそのような意向を示していただいているというところがございます。

参考までにデータを御紹介させていただきました。

続きまして、横堀委員から本日提供があった資料について簡単にポイントだけ御説明をさせていただきたいと思っております。

大きく6点の御意見をいただいております。

まず1点目が「新生児里親委託に関する東京都の方針について」ということで、新生児を委託することは推進していくのかということであるとか、あるいは、生後6か月以降の委託というような運用方針があるのかというようなことでございます。

2点目が「児童相談所の体制強化と研修」ということで、里親担当の体制強化を図ってきているところだけでも、さらなる体制強化の可能性はどうかとか、あるいは、「また」以降のところでございますが、里親制度の運用をめぐる具体的な内容を取り扱う研修を児童福祉司の専門性の観点から考えていく必要があるのではないかというような御意見でございます。

3点目でございますが、「全児童相談所で実施している里親支援機関事業について」ということで、都としては、この事業の成果をどう評価し、課題をどうとらえているのかということと、

それから、後半のほうには里親支援に直接あるいは間接に携わる専門職が分散配置されている状態にある現在で、その役割分担と連携のあり方、こういったものの確認が必要ではないか。それと、各児童相談所で開催されている里親委託等推進委員会の活性化についても必要ではないかというような御意見でございます。

4点目が「東京都が乳児院・児童養護施設配置の里親支援専門相談員に期待する業務内容について」ということで、他の自治体と比較すると業務範囲が限定されているということから、委託等推進委員との連携・役割分担、生かす方向を検討する必要があるという御意見でございます。

5点目は「区市町村との連携について」ということで、家庭養護を推進するために区市町村とどう連携していくのか、区市町村の関係職との社会的養護関係者の合同研修の実施であるとか、あるいは、ターゲットを絞った働きかけというようなことも御意見として挙がっております。

最後に「法人によるファミリーホームの設置推進に関して」ということで、児童養護施設を持つ法人がファミリーホームを設置するということは、いかに家庭養護として仕立てていくか、設定できるかが議論となるということで、ローテーションによるグループホームではなく、主たる養育者が住まうことを軸に考えていくというようなお話が書かれているかと思っております。

以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。横堀委員から御意見もありましたが、何点かの東京都への質問ということでも挙がっている、1点目もそうですけれども、幾つかの点についてコメントがあれば、まず出していきたいのですが。

○西尾少子社会対策部家庭支援課長 それでは、児童相談所に関連するところを私のほうから少しお答えいたします。

(1)の「新生児里親委託に関する東京都の方針について」ですが、ここに御指摘のある『「生後6ヶ月以降をひとつのラインとして委託はその後」という運用方針があるのか』というお尋ねですけれども、こういった運用方針はございません。私どもとしては、既に20年の専門部会の際に乳児委託の重要性は答申をいただいておりますので、これに基づきまして、なるべく早いうちにというところを努力しているところでございまして、ここの出典がどういうあれなのかわかりませんが、そういった方針はございません。引き続き乳児委託については努力してまいります。

(2)の体制強化と研修でございますけれども、これにつきましては、2年前に杉並区内で起きた里親の事件を踏まえて検証部会のほうで御答申をいただきまして、ここでかなり具体的に里親支援のあり方の内容をいただきまして、今、それに基づいていろいろやっているところでございます。その中で既に体制強化もすべきだということで御提言をいただいておりますので、これは私ども里親委託のみならず、虐待の深刻化に伴って体制強化は常に言っておるところでございまして、こういった全体の児童相談所の体制強化も含めて、ここは所管としては引き続き言っていくところでございます。

あと、研修のところでございますけれども、ここのところにつきましては、例えば今もやっているところですが、前回、予告編ということで資料のところ委託促進につながるような研修の充実という内容もございましたので、そのときにうまくいった成功事例なども盛り込みな

がらという研修内容はどうかというような話もありましたので、今後はさらに研修内容の充実に向けては考えていきたいと思っております。

私の関係は以上でございます。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 引き続き、何点か私のほうからも御回答を含めてと思っております。

まず、里親支援機関事業についてですけれども、全児童相談所で配置したのは24年度からということで、もう少し実績も踏まえながら検証していかなければいけないというふうに思っております。ただ、各里親さんには支援の中身についてアンケート調査をしたり、あるいは、支援機関事業の事業者さんとは年度末にいろいろと意見交換をさせていただいたりもしておりますので、そういったものも踏まえながら、3年ぐらいといいますか、一定の期間を踏まえてしっかりと検証していかなければいけないというふうには思っております。

それから、役割分担につきましては不十分かもしれませんが、実は本日の参考資料の最後のところにそれぞれの機関別の業務フローというものもつくってございまして、役割分担としては明確化しているかなというところはございますけれども、まだまだ連携のところはもう少し頑張っていかなければいけないかなというふうには思っているところでございます。

それから、5番のところでは質問ではないのかもしれませんが、養育体験発表会であるとか、ターゲットを絞った働きかけというのは、まさにこの御議論でもいただいているところでございますので、本日以降の議論を踏まえながらしっかりと対応していければというふうに思っています。

なお、区市町村につきましては、現在、里親の情報を同意いただいた方については区市町村の子供家庭支援センターにも情報提供をしながら、地域全体で支援をしていくような体制をつくっているところでございます。

以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

それでは、家庭養護の推進について、皆様のほうからの御意見あるいは御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

○青葉委員 前回時間がなかったものですからちょっと言いそびれた質問もあるのですが、俗に里親不調というふうに我々は仲間ですけれども、これは実態としてどの程度のものなのか、数字は無理でしょうけれども、何か。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 実は、措置変更のところは統計で公表しているものがございます。今、手元にはないのですが、児童相談所の事業概要の中にそうした数字も書いてございますので、これはまた改めて御説明させていただきたいと思っております。

○青葉委員 というのは、こういう質問をしたのは、国を挙げて里親を増やそうということで、委託率を増やせという大号令がかかってございまして、ただ数を増やせばいいというふうなムードをちょっと感じます。その反面、昔と比べて不調が多いというふうに私なりに理解してございまして、不調というのは子供も1対1の関係で不調になりますので傷つきが半端ではないというところで、多分、施設の先生なんかは、その裏の面からいろいろ観察なさっているのだろうと思うのですが、この不調が出るうちは里親支援は非常に難しいのだということを理解して、里親支援をどうするかというそこから出発したらという思いがあつて質問をしました。

それから、横堀委員のほうの(3)のところにあるように、いろいろ複雑な職種というか、

いろいろな方が我々を応援してくださっておりまして、ここから先は言い方が難しいのですが、今、里親支援は児相を軸に行っております。どうも無理があるように最近思えてきて、十二、三年施行しまして、その成果が不調の増加をとめられなかったということは、やはり反省の材料かなというふうに私は思っております。

それで、どう克服するかというのは、本当にいろいろな方の支援が必要なのですけれども、むしろある時期に、今すぐとは言いませんけれども、児童のケースワーク全体は児相の大きな柱ですけれども、里親支援については民間の活力を導入したほうがこの場合はいいのではないかという気がしております、里親仲間でもそういう声がかかなり出ております。したがって、私が今、ここで代弁して申し上げるわけです。

きょうこの場では難しいと思いますので、どこかの場でこのことを御議論いただいて、何か新しい方式をこの際、何年か後に中期的な展望で結構ですので、乳児院とか児童養護施設との連携を図りながら新しい里親支援を組み立てて、その後でないと数を増やす論議は危険かなというふうに思っております。

以上です。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 里親不調ということではなくて措置変更の数字になりますけれども、22年度26人、23年度29人、24年度22人、これが措置変更の数字になっております。

○松原部会長 後半のほうは御意見ですので承りたいと思います。

柏女委員、どうぞ。

○柏女副部会長 今の青葉委員の御意見に関連してなのですが、私もこの間、東京都の里親さんと意見交換をする機会がありまして、今、青葉委員がおっしゃっていたようなこともおっしゃっていらっしゃいました。最も大きな問題だということで指摘を受けたのは、児童相談所にも施設にも、ファミリーホームを設置するとか里親委託を推進する誘因が全く存在していないことだと、これが一番の根本なのだということをその方はおっしゃっていました。

里親不調の問題についても、周りの支援体制の不十分さに起因するものが、全てとは言いませんけれども、それがかなり存在する。つまり、委託時の問題、委託時に例えば区市町村のさまざまな関係者、たとえば、保健師や、あるいは保育所へ行くなら保育士とか関係者全員が集まって、そして委託時にそれぞれが里親さんに全部自己紹介をしたりして支援のネットワークをそこでしっかりとつくっていく、そうしたことをしている自治体もあるやに聞いておりますけれども、そうしたこともしていくことで、つまり、里親支援体制を十分にやっていくことで不調もある程度減らしていくことが可能なのだろうということでした。

これらに対応するために、どうインセンティブを働かせるかという問題、政策的にやるにはインセンティブということが重要な方法論だというふうに思いますので、1つは、東京都であればサービス推進費でインセンティブを働かせていますけれども、これを措置費本体でインセンティブを働かせるようなことが工夫できないだろうかということです。例えば、施設が里親支援専門相談員等を活用して、みずからの施設の子供を里親委託する、つまり年間1人委託する、それについて評価する、あるいは、具体的な里親支援活動を行うということの評価する、そして幾つかの指標をつくって、それで措置費にインセンティブを働かせていくというやり方がとれないだろうか。

2点目は、今、青葉委員がおっしゃっていたNPOです。つまり、施設も民間なのですけれ

ども、施設が直接それはやりにくいということもあり得ますので、これまでの施設と里親との関係の経緯からそれも有り得るので、NPOが施設と組んで、そのNPOが里親支援を中心にあって行っていった、そしてショートステイ等が必要な場合、レスパイトが必要な場合は施設で受けていくというような、施設側はやや後方支援に回っていった、共同でそれを支援していくというやり方も可能なのではないかと。

もう一つは、施設を運営する法人がファミリーホームを1か所設置した場合に、それを支援するための職員を本体施設に配置するとか、その分、小規模とか施設内ユニットとかは限定をして、そしてファミリーホームを優先的に増やすようなインセンティブの働くような措置費面の仕組みをしていったらどうだろうかといったようなことを話し合っただけですけども、まだまだ大きな工夫が必要なのではないかと思えますし、措置費ということになりますと国のほうの措置費制度がちがちの制度になっていますので、ここの調整なども必要かもしれませんけれども、そういう工夫ができていった、そして児童相談所にも施設にも里親委託、ファミリーホーム委託を推進する誘引が存在するというふうにしていくことが大事ではないかというふうには、その里親さんとお話をしていて目を開かされたような気がしましたので、少し意見として申し上げました。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。

今田委員、お願いします。

○今田委員 横堀委員からの質問、意見としての1番目の新生児委託ということなのですが、先ほどの話では、6か月というのは実態としてはそういうものはないと、広く新生児からというふうには解釈してよろしいのでしょうか。実績として、我々乳児院にいる者としては、0か月、1、2か月、6か月までの子供の実際の委託というのは実はほとんど経験がないのですが、数字の上ではいかがなのでしょう。実は、何となく6か月というのが頭の中にあるのですけれども、いかがなのでしょう。6か月というのは、何となく障害等々が顕在化するのがどうもそのあたりだという医学的エビデンスにある程度よっているのだらうと思えますけれども、いかがなのでしょう。

○西尾少子社会対策部家庭支援課長 少なくともこの運営方針があるのかというところでは、こういった組織的に6か月の線引きをするというのはないです。ただ、ケースワークの実態として、例えば個々の児童相談所あるいは児童福祉司がケースの状況に応じて、例えば今、先生がおっしゃったように、障害の程度はどうなのだろうか、そここのところでどれぐらい間合いをとるかというのはあり得ると思えます。ただ、組織的に6か月を待とうとかそういったものは少なくともないところでございます。

あともう一つは、養育家庭委託ではなくて、生まれてすぐというところでは養子縁組のほうにかなりシフトしているというところは、今、感覚でしかありませんけれども、そういった傾向はあるのかなと思っております。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 委託の数字の状況だけ補足をさせていただきますけれども、23と24年度ですけれども、乳児で委託したのは6か月から11か月ということで、一番小さいお子さんでも実態としては6か月を超えておりました。23年度は1人、24年度が2人と。交流は乳児からしていて、実際に委託のときに1歳を迎えたというお子さんになると十何人ということにはなるのですけれども、乳児の段階で委託というと23、24で3人というふうになっております。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。

武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 2つほど意見を言いたいと思います。

1点は里親支援の問題なのですけれども、今、里親さんのほうにも非常にさまざまな課題を抱えた子供たちが入所しているということで、その支援が非常に困難を極めているというような話も聞いております。これは里親だけではなくて施設も同じような状況で、とりわけ東京の子供たちの状態というのは非常にいろいろな深刻な問題があると、この委員会でも以前から言われてきたところであります。

ですので、国も現在里親支援のあり方を検討・実施していますが、里親を支援するシステムの充実策を東京ももっと重層的にやるべきだと思います。横堀委員の(3)のところにも書いていますけれども、さまざまな方々がかかわっているということなのですけれども、ただ、里親さんからすると、機関に相談するのではなくて、その人に相談したいという部分があって、相性というのですか、意外とこの人にはいろいろな話がしやすいのだけれども、この人はちょっと話にくいねというようなことを含めてあるように思います。

ですので、システム化すると同時に、里親さんが相談できる選択幅を増やすことが必要だと思います。ばっちりシステムをつくって、この里親さんはこの人から聞きますよということになってしまうと、本当に悩みだとか、下手すると自分たちの至らなさだとかそういうことも吐露しながら相談をするということになっていくと思いますので、本当の意味でそういうことに対して相談ができるというのですか、そういうものをつくらないと、システムだけつくっても余り意味がないというような気がしております。

また、これだけの里親さんを支援する人というのがいるわけですから、ここの本当の有機的連携というものをやらないといけないのではないかと、里親さんの話を直接聞くにつれてそう思ったりしています。

それから、それとはまた逆の意味なのですけれども、青葉委員から話が出ているように、この間の東京の養育家庭システムに対する支援システムという部分が、国のいろいろな動向も含めて変わってきている部分があるので、できればこの会だけで、この時間だけで細かい検討というのはなかなかできないのではないかと思いますので、ぜひ関係者、私もいろいろな御意見を聞くものですから、そういう人たちの直接的なヒアリングもしながら、ここの中にワーキングチームをつくるのかは別として、少し目標立てをして、いついつまでに新たな、例えば東京の里親支援のシステムをどういう形で進めるのかということを研究し、研究ばかりしていても余り意味はないかもしれないので、ぜひそういうような次の新たな展開をしていくための検討会みたいなものをどこかで持って、早目に結論を出していくということが必要なのではないかなと思いました。

2点、以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私のほうからも1点。やはり、今、施設に配置されている里親支援専門相談員がもったいないという気がするのです。少し大卒をかけて言いますと、啓発とか研修とか相談という部分をやっていらっしゃると思うのですが、最後の相談のところは、いきなり何もそこまでかかわっていない人が来ても里親が相談する気にならないと思うのです。そうすると、措置決定プロ

セスそのもの、措置権限は児童相談所が持っていますからそこは話せないと思うのですが、決定プロセスにどれだけこういう支援専門相談員がかかわっていただけるのか、それは児相との連携とか契約の中で、例えば最初のところの調査の部分や、施設実習を含めた意見を上げるところとか、そういったところからのおつき合いをしていないと、何かあれば来てくださいと言っても行かないし、いきなり訪ねていってもどなたさんですかということになりますので、貴重な戦力ですので、ここの活用をぜひ図っていただきたいなと思っています。それは、やはり措置プロセスにかかわらないと難しいのではないかなというのが私の意見です。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここの部分については、里親支援をめぐって具体的な意見が出てきまして、私の発言も含めて、民間の力の活用ということが1点出てまいりました。それから、武藤委員のほうからもう少し具体的な検討を進めていくべきだということで、ワーキングチームの御提案もありましたが、そうするとワーキングチームを10個ぐらいつくらないといけないぐらい大きな課題があるので難しいかと思うのですけれども、いただいた御意見はぜひ参考にさせていただきたいと思います。

それでは、議事の2番目「家庭復帰等について」ということで入っていきたいと思います。中でも、まずは施設からの自立支援について御議論をいただきたいと思います。

きょうは、児童養護施設御出身の方で、今は支援のほうに携わっていらっしゃる方をお招きしておりますのでお話を伺いたいと思いますが、その前に事務局の説明をお願いしたいと思います。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 それでは、私のほうから資料6を説明させていただきたいと思います。

まず最初に、現状というところでお話をさせていただきたいと思います。

児童養護施設入所児童の進路状況でございます。児童養護施設と、参考に全国、東京都のそれぞれの数字を載せておりますが、まず、児童養護施設の東京都を見ていただきますと、「大学等」は短大、四大、高専も入っておりますが、この「大学等」に進学をしている率が19.6%というところがございます。児童養護施設全国のレベルで見ますと11%でございます。ただ、一般的などところを見ますと、東京都全体では65.2%の方が大学等に進学をしているというところがございます。

それから、「就職」のところをごらんいただきたいと思います。東京都の児童養護施設では54.6%でございます。児童養護施設の全国で見ますと、7割を超える70.4%ということでございます。東京都全体で見ますと5.9%ということですので、それに比べると就職をしている方はかなり多い。ただ、全国に比べると少ないのかなというところがございます。

②番は、中学校卒業児童の割合をお示ししております。同じように東京、全国で比べておりますが、児童養護施設で見ますと東京も全国もそれほど変わらず94.3%、94%ぐらいのお子さんが高校に進学をしています。全体で見ますともう少し高く、東京都で見ますと98.2%というような状況になっております。

③は、それぞれ大学等と専修学校等の進学率を合計したものも含めて再掲をしているような状況でございます。

右側のところでございますが、これは22年度に調査をした児童養護施設等の退所者の調査結果の一部でございます。

これを見ていただきますと、「①進学した学校の在籍・卒業状況」でございますが、在学中と卒業したというのが78.7%ということで約8割弱でございます、中途退学が2割というような状況になっております。中途退学の理由の1位が、アルバイトとの両立ができなかったということでございます。ちなみに、2位は心身のストレス、病気、3番が学科等の内容やレベルが合わなかった、あるいは学費の負担が大きいというのが3番になっているところでございます。

「現在の雇用形態・収入状況」でございますが、これは男性で見ますと正規雇用の率が56.5%ということになっています。女性は、逆に派遣・契約、パート・アルバイトを足したものが男性の正規と同じような割合になっているところでございます。

あわせて、ここには示してございませんが、中学卒業で正規雇用についた割合というのが29.7%ということでございますので、やはり中学卒業での雇用形態は不安定なのかなというのが数字からは見えてくるころだと思えます。

それから、収入状況でございますが、以下のようになっております、20万以上というものも2割はございます。ちなみに、18歳以上で生活保護を受けていた方が7.9%でございました。当時の都内の保護率が1.8%でございましたので、相対的に高いというようなところでございます。

それから、3番目が「退所後の進学状況」でございます、これは、退所したときには進学していなかったけれども、その後、進学をしたということでございますが、30.5%の方でございます。

それから、「退所後に就いた仕事の継続期間」も以下のようになっておりますが、これがクロス集計ではなく、そのときの状況で聞いておりますので、派遣職員やパート・アルバイトの方が多いことを見れば、当然ながら期間も短くなってくるのかなというところでございます。

ちなみに、点線で囲ってございますのは厚労省の発表のものでございますが、新規学卒者の離職率を示しております。1年あるいは3年以内に離職したのを見ますと、やはり中学卒業のところが高くなっているのかなというところでございまして、これは施設特有の問題ではないのかなというところでございます。

それから、下のところが「自立援助ホームについて」でございます。

自立支援については、自立援助ホームの役割も大きいところでございますので、状況をお示ししてございます。

入居児童の年齢を見ますと、16歳、18歳が大きいのかなというところでございます。

それから、入居経路でございますが、以前は児童養護施設等からの、いわゆる児童福祉施設からの入所が多かったのですが、最近では家庭からの入所も多くなっているというところで、24年度は倍近くになっております。

入居期間でございますが、短い方も多いところでございます。これは、相対的に18歳等々から入ってくればそれほど長くいるわけではないのですけれども、かなり短い期間で支援をしていかなければいけないという難しさもあるのかなというところでございます。

右側、4番のところでございますが、退所先でございます。115名でございますが、半数には満たないのですけれども、一番多いのが自立就職というところでございます。

続きまして、もう1枚のところでございますが、3番目に「自立支援の現状」でございます。これは年齢別に区切ってございますけれども、それぞれ児童養護施設、自立援助ホームでの主

な支援について書いてございます。

児童養護施設につきましては、入所してから退所するまで1年ごとの自立支援計画をもとにさまざまな支援をしております。それから、必要に応じて18歳以降についても措置延長というようなことでございます。

24年度からは専任の自立支援コーディネーターを各施設に、現状としましては全施設に設置はまだできておりませんが、入所中から退所後、アフターケアを手厚く行えるように専任の職員も配置し始めているところでございます。

自立援助ホームにつきましては、これは25年度からになりますけれども、同じように就労定着を肝にジョブ・トレーナーというものを配置しております。ただ、援助ホームは17ホームございますが、これにつきましては6ホームで非常勤というような形で、今、この事業について開始し始めているという状況でございます。

右側の枠は、現状行っている自立支援事業ということでございます。大きく5点ほどございます。特に4番目のところは、経済的な支援というような形になっております。

最後に4番といたしまして、今後、「取組みを強化すべき事項」ということで、こうした現状を踏まえて少し御提示させていただいたところでございます。

児童養護施設につきましては、手厚い自立支援ということで、基本的には自分の進路や学びを選べる、そうしたことを施設で支援していくということが1つ大きなところだろうということと、それから、やはり就労や進学を続けられるような支援が必要だろうということがございます。退所後の調査でも、続ける上で大変だったことは、やはり経済的な問題ということも多くございましたので、そういった支援です。ただし、お金そのものをということではなくて、仕組み、安心して生活ができるようなそうしたものを構築していく必要があるのかなというふうに思っております。

自立援助ホームにつきましても、ここに入れば仕事につけるのだというような施設であっていただきたいということもございますので、先ほども申しましたように、入所期間も非常に短く、支援も難しいというところがございますので、その児童の目標に合った個別支援計画を作成していく、あるいは、OBのいろいろな就活・就労体験などを共有していく、あるいは、ワード・エクセルといったスキルアップ、それから、やはり自立援助ホームにつきましても、非常に支援の難しい、あるいは少し就労意欲がなかったりするような目標を持ってないような子供も多いというふう聞いておりますので、そういう意味でもその生きる力を育てるような、そういったことが支援できるような職員の専門性の向上も必要ではないかというところがございます。

資料の説明は以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

それでは続いて、きょうお招きしております児童養護施設で生活をされ、今は支援をされていらっしゃる方から、10分ほど施設からの自立支援ということでお話をいただいて、その後20分ほど、この資料も含めて質疑、議論をしてみたいと思います。

それでは、どうぞ発言席のほうに御着席ください。

(説明者 着席)

○松原部会長 では、きょう当事者ヒアリングとしてお越しいただきました方につきまして、事務局から簡単に御紹介をお願いします。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 NPO法人の「日向ぼっこ」で現在は当事者の方の支援をされておりまして、児童養護施設出身の安田さんに本日お越しいただいております。

○松原部会長 それでは、安田さん、よろしくお願ひいたします。

○安田氏 皆さん、初めまして。NPO法人「日向ぼっこ」で当事者相談員を務めています安田と申します。

私自身、中学3年生から都内にある児童養護施設で生活をしていました。現在、大学に行きながら「日向ぼっこ」の活動をしています。

きょうお話しさせていただきたいと思ったことは、自立についてということで、当事者の視点から自立支援というところを話していけたらと思っています。

まず、資料の「社会的養護における自立支援について」で、2番の進学した学校の在籍率みたいなところなのですが、理由の1位はアルバイトとの両立ができなかったというところなのですが、僕はこれが一番の理由ではないだろうと考えています。なぜなら、これも大きな一つの理由だとは思いますが、それ以上に、まず心理的な面が整理できないまま自立している現状がすごくあり、「日向ぼっこ」にも生い立ちの整理ができていないまま施設を出たとか家庭復帰したというお子さんが多数いらっしゃいます。何で自分が施設に入ったのかとか、何で社会的養護に入ったのかという動機づけ、理由づけがされないまま施設に入れられるという実態がございます。

我々が強く訴えているのは、生い立ちの整理を施設内でやってもらいたいということです。これは児童養護施設、里親だけではなく、まず児童相談所のワーカーと出会った時点から、もう生い立ちの整理は始まっています。何で親と一緒に生活できないのか、そして、何で自分が一時保護所に入らなければいけないのかというところをちゃんと説明をしてから一時保護をして欲しいと考えております。ワーカーも1回は伝えると思うのです。ただ、それが伝わっているかという、それは別の話です。

一時保護所の経験というのはすごく大変なもので、施設生活の中でもすごく影響しています。なぜなら、皆さん、権利擁護、子供の権利をと言っているのですけれども、でも、一時保護所でその権利が尊重されていない現実があります。一つ一つの自己選択・自己責任といったものをできていない、経験されてきていない中で、自立のときだけ自己責任・自己選択というふうなものを子供たちに押しつけている現状もあります。日ごろから自己選択・自己責任という習慣を一時保護所の時点から、また、児童養護施設、里親のところから継続的にやっていかないと、いきなり自立と言われても「何ですか」という感じになってしまって何もできない子どもが殆どです。なので、そこをしっかりと取り組みとして行って頂きたいです。

また、自分が何で虐待をされたのか、何で施設に入ったのかというところをしっかりと伝えてもらいたいというのもあります。これは以前、渡井のほうがここでの「ことな」意見表明文というのを提出させていただいた際に、生い立ちの整理というところで書いてあります。

あとは、先ほども里親のところでは話があったと思うのですが、子供は職員しかいないです。自分の目の前にいる大人というのは、日ごろの職員しかいません。なので、職員の対応についてすごく改めてもらいたいことが多々あります。

1つは、この取り組みを強化すべき事項で、簡単に言えば、それこそ自己責任・自己選択をしっかりとらせてあげてくれということを行っているのだと思うのですが、生活の中でそういう機会は絶対にあると思うのです。簡単なことで、パンに何を塗るかとか、ジャムを自

分で選びなさいとか、自分でルールを決めて、その枠でちゃんとやりなさいとかも含め、小さいことから自己選択、自己責任が有るので、その機会を与えることが大事です。そしてまず子供がやりたいと言ったことを尊重してもらいたい。まず否定するのではなく、それを一緒にやっていくというスタンスを児童養護施設、また、里親の方にはお願いしたいなというのがあります。ただ、当事者で僕も支援員として活動している中で、やはり児童の権利だけを尊重するのではなくて、まずは児童を見る職員の権利というところが尊重されていないなと日ごろすごく感じています。ケアされる対象の当事者だけを大事にするのではなく、施設の職員もケアされるべきです。なので、スーパーバイザーみたいなものを各施設に取り入れることを僕は勧めます。

これは僕自身の経験ですが、出た後、施設との関係がすごく大事になってくると思うのですが、けれども、出てしまうとなかなか施設に帰れないというのをよく話に聞くと思うのです。僕自身もやはり帰れないのがあります。なぜかという、気を使ってしまうというのがあります。ほかの子たちもいるしというのもありますし、あとは、自分が本当につらいときとか壁にぶち当たったときに、そういう姿を施設に見せたくないというのがすごくあります。なので、なかなか当事者も素直になれないというところはあるのですけれども、そこを辛抱強く職員さんのほうできっかけづくりなどをして、奨学金の何々があるから帰っておいでとか、そういったところを使って施設のほうに帰ってこさせるきっかけを率先してつくってもらえるとありがたいと思います。

あと、よく話に聞くのは、施設に帰ってきたときに「何で帰ってきたのか」と言われるというのを「日向ぼっこ」のところで聞きます。御飯を食べたいと、食卓に並んでいる御飯があって、一緒に食べていいかと言うと、お金を払っていないから食べさせてはいけないみたいなことを職員に言われるということが何件かケースとしてありました。僕自身もそれを言われたので、職員によって対応の差があるということもかなりの問題だと思うのです。そこは統一してシナリオではないですけれども、一緒にやってもらえるとありがたいかなというふうに思います。

まとまりがないのですけれども、済みません。

○松原部会長 安田さん、本当に貴重な時間をありがとうございました。

それでは、委員からの質問をお受けしたいと思います。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

では、私が口火を切らせていただきます。施設に帰るということと、例えば「日向ぼっこ」のようなところに来るというのは、両方あるべきなのですか。それとも、あるべきだとしても、どのような役割分担だというふうにお考えですか。

○安田氏 基本的には、やはりアフターケアは施設さんがメインでやってもらいたいと我々は思っています。「日向ぼっこ」の役割というのは、施設さん側がメインでやっていて、ただ、施設も里親も一人でやることはできないと思うので、そこをサポートするという形をとりたいです。どちらかに居場所があればいいと思うのですけれども、できれば両方来ていただければと思います。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。加藤委員、お願いします。

○加藤委員 貴重なお話、本当にありがとうございました。お話の中で帰れるきっかけづくりを

ぜひしてもらいたいというようなお話があって、なるほど、本当にそうだなというふうに思ったのですが、そういったことも含めて施設が持っているといいと思われるような自立支援のメニューというところとちょっと変なのですが、幾つかこんなことというようなアイデアがあればぜひお聞きしたいと思っています。

○安田氏 これは僕個人が受けたものなのですが、まず、学校に進学した子に関しては、成績表が毎年半年ごとに来ますので、そのときに呼び出すとか、あとは奨学金の書類が来た、だから申請するぞということで連絡するとかもそうですし、あとは成人式、成人を祝う会をやるので来てとか、そういったことなどでも呼び出すきっかけみたいなものはつくれると思います。

あとは、物資を送るということも何件か聞いたことがあります。何かちょっと足りないものはないかということで米を送ったり、あとはレトルトカレーみたいなものを送ったりするから住所を教えてとか、そういったことで電話するというのもありました。

○加藤委員 実際に施設で自立支援等にかかると、例えばそういうふうに居どころがわかっていたり、何らかの形で施設や職員とかかわりがある、コンタクトがとれる退所のお子さんはいいのですが、やはり一番難しいのが、どこに行ったか、あるいは人を介さないで連絡がつかないというような子供がとて大変なのだと思うのです。それは、恐らく御本人も非常に厳しい状況で、そういう方にこそ自立支援の何かを届けないと、思うのですが、ちょっと難しい質問かもしれませんが、そういうような退所のお子さんに対して、どういったかかわりだったり、こちらからの手の伸ばし方があるというふうに思われるでしょうか。

○安田氏 まずちょっとあれなのですが、「日向ぼっこ」の役割として、今、「日向ぼっこ」に投げればアフターケアは終わりみたいな感覚がすごくあるのです。そうではなくて、施設にいる段階からそこは連携していかないといけない、やはり相性もあると思うのです。お子さんがアフターケアされたくないと思ったら、施設はなかなかできないという実態があります。なので、施設にいるときからいろいろなコミュニティをつくるようなきっかけづくりに努めるということがまず第一に大事で、でも、それができなかったお子さんに関しては、自立コーディネーターさんもらっちゃると思うので、そちらの方から「日向ぼっこ」などにお声かけしていただければ、何らかの形で「ちょっと『日向ぼっこ』においで」みたいな感じでやっていければと思っています。

○加藤委員 ありがとうございます。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 大変貴重なお話ありがとうございます。自己選択あるいは自己責任ということについてなのですが、そういう力を育てていくということが自立につながっていくことなのだというふうにお聞きしたので、それが施設の中あるいは一時保護所等で何か阻害されているようなことがあるというようなお話でした。それは一体どのようなものだというふうにご考えていけばいいのでしょうか。

○安田氏 まず、具体的になるのですが、施設だけではなくて一時保護所のおかげから、僕の場合は多分特例だと思うのですが、一時保護所の段階で施設か里親のどちらに行くかということを選んでたのです。この時点で自己選択・自己責任をするべきだと。どこの施設がいいとかはまだ無理だと思うのですが、まず、施設のほうに行くのか、里親

を選ぶのかというところの自己選択から始まって、施設に入った段階で、僕は中学3年生のときだったのですけれども、中3のときからずっと自立について職員と考えていく中で、どこの高校に行くかとか、僕は通信に入れたのですが、自分で選択しました。自立をするためにバイトをするために通信がいいと、授業を受けないで自由に時間をつくれるからみたいなことで自己責任でやったり、あとはボランティア活動とかも僕はやっていたのです。その中で、東北の震災があった当時、本当にすぐの段階だったのですけれども、職員や施設長、児童相談所のワーカーとかも反対している中で、担当の職員だけが支持をして「一緒にやろうね」みたいな感じで応援してくれるスタンス。だから、子供たちがやりたいと言ったものを尊重して、それをやっていかせるということが、多分、自己選択・自己責任の一つのものだと思うので、そこを大事にしていくことがまず大事なのかなというのは思います。

○武藤委員 先ほどの施設を退所後、施設のほうにまた帰ってきていろいろ相談をするというような機会をいっぱいつくるといことで、「日向ぼっこ」は当事者の団体ということ、広域ですよ。私どもの「ふたばふらっとホーム」というのは、二葉学園の卒園生の人たちがふらっと来て、そこに相談できますよということ、元職員やボランティアの人たちやいろいろな人たちが相談に乗るといようなことをやっているのですけれども、いろいろな形があっているのかなと思っています。今、全国的にもぼつぼつは当事者団体が出来ているのですけれども、そういう当事者の団体をどう組織化するかというのでいろいろ呼びかけをしているのですけれども、余り広がっていないような状況があるので、ぜひ東京なんか各施設ごとにそういうようなふらっと戻ってきていろいろな相談ができる多様な場所をつくったほうがいいのかと思っています。そういうつくるときのこうやるといいよといようなことを含めてアイデアやお考えがあればいただければと思います。

○安田氏 まず、それをつくる意味として、施設の子が施設に帰ってこないというのが大前提としてあると思うのです。そのときに我々が求める職員像みたいなところにもつながってくると思うのですけれども、僕なんかはいい施設だったので、別にきっかけづくりがなくとも勝手に帰っていくみたいなものもあると思うのです。そういった関係を施設の中でつくっていくのがまず大前提としてあるべきだと思うのですけれども、それができない場合ですが、卒園生が帰りにくい雰囲気みたいなのがどうしてもありますし、居場所がない。卒園生が帰っていても、どこにいたらいいのだろうとか、どこで寝ればいいのだろうとかもなく、だから、多目的室みたいな卒園生用の部屋みたいなところを必ず各施設に準備するべきですね。

あとは、これは本質ですけれども、やはり施設の子供というのは職員がいないと来ないのですよ。担当の職員がいなければ帰ってきません。なので、長期的に職員が勤務しているということです。だから、まめに連絡していればすぐに帰ってくると思います。

あとは、先ほども言ったと思うのですけれども、きっかけづくりです。当事者団体や施設ならではの工夫を用いてきっかけづくりをしながら、帰ってくるような仕組みみたいなところをつくっていただければいいのかなと思っています。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本当に貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。今後、提言をまとめる際にも、ぜひこういった御発言、御提案を活用してまいりたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、自立支援について事務局からの説明と、ただいま伺いました貴重な御意見を参考

としながら、今後提言をまとめていくに当たり御意見等がございましたらお願いしたいと思
います。いかがでしょうか。

武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 自立支援のところ、ちょうど1週間ほど前に児童相談所と施設の幹事協議会とい
うのがあって、そこで出た話でもあるのですけれども、18歳で自立というのはなかなか難し
いような子供たちがだんだん多くなってきています。2年半ぐらい前に措置延長の規定が新し
くというか、改編というのですか、出来たのですけれども、地方は今、施設の定員に余裕があ
るので二十歳までの子供を施設で見っていくという措置延長するというケースが多くなってき
て、全国的には約300名近くの子供たちが措置延長児童となっているのですけれども、東京
では施設入所が常に満員の状態で、措置延長してしまうと必要な子供たちが入れないとい
うような状況もあって、やはり必要な子供たちで、もうちょっと施設で見たいのだけれどもとい
う子供たちを見れないというような実態があります。ここを何とかしていただきたいという施設
側からの要望があって、児童相談所側からも一時保護所も満杯だし、児童養護施設等々もいっ
ぱいという状況の中ではなかなか難しいという話もあって、ここのところが少し東京ならでは
のことで、入所定員枠の拡充も含めてやっていくということだとか、この措置延長規定を東京
ではどういう形で運用していくのかということについては、もうちょっと一工夫、二工夫をし
ながらやらないといけないのではないかと思います。

もう1点は自立援助ホームのことなのですけれども、資料6の下のほうに「入居児童の入居
経路」ということで、とりわけ家庭から直接来る子供たちが最近多くて、きょうも自立援助ホ
ーム関係者が傍聴されていますけれども、一般家庭から来る子供たちで虐待を受けていたり、
十分な親の支援を受けずに来るということで、とてもそういう子供たちの支援に困難性を来し
ているというようなことがあるようであります。

ですので、児童養護施設等から来る子供たちも大変なことは大変なのですけれども、一定そ
こで支援を受けてきている、それから、ある程度の人間関係のあり方ということを経験しなが
ら来るという子供たちもいるみたいなのですけれども、一般の家庭から来る子供たちのほうが
今は支援が大変だということを聞いていて、ここの15、16、17、18、20歳ぐらいの
子供たちの育て直しというのですか、そういうところに非常に手がとられています。職員の配
置が今のところいきますと2.5人ぐらいの配置できつきの状態でやっているということ
を聞いていますし、それから、宿直は月に10回から12回ぐらいやっているということを知
っていますし、過酷な労働条件下で働いている実態ですので、ぜひここの職員の、児童養護
施設の場合も言ったのですけれども、ローテーションがしっかり組めるとか、こういう家庭か
ら来た特別大変な子供に対応している、その補強というのですか、そういうものをしていか
ないと状態的にもたないという状況もあるみたいなので、ぜひ検討をしていくべきだとい
うことで発言をさせていただきました。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

私のほうからも関連して質問なのですが、この家庭からというお子さんたちは、この時点で
初めて社会的養護の枠組みに入った方ですか。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 今、全てのケースは終わっていないのですけれども、把握し
ている中では、家庭から初めて来た方がほとんどでございました。

○松原部会長 ということは、もう少し早く我々の側が気づいて支援の手を差し伸べなければならなかったという御家庭が多いということですよ。いきなり十五、六の時点で社会的養護の案件が発生しているとは思えないのですよ。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 そこまでの状況は、今、具体的には把握ができておりません。済みません。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○柏女副部会長 千葉県で児童養護施設が出資して協同組合を一緒につくって、千葉県若人自立支援機構というものをつくって自立支援を行っていて、そこに私は少しだけかかわっているのですが、その経験から幾つか提言をしたいと思うのですが、でも、東京都はこういう退所者の調査をしていたり、データは非常にしっかりしているなということは本当に実感しています。千葉は、県としてはこうした調査が行われていないのですけれども、自立支援機構のほうで調査をして、その結果に基づいて自立支援のための目標を立ててやっつけていこうということを考えています。なかなか行政との関係がまだ十分ついていないのでインセンティブは働いていないのですけれども、例えばこういうことをやろうということで、5年間の計画なのですけれども、高校中退率が調査では23%だったので10%以下に引き上げる。それから、施設からの進学率が今は30なのですが、東京は40ぐらいだと思いますけれども、それを50に引き上げるとか、高卒で就職するときの資格取得率、今、資格取得のためのお金は出ていますけれども、資格取得率を90%にするとか、貯金額を30万円にする、あとは4年後の転職なし率を30%にするとか、施設に戻りにくいという話もありましたが、卒園後5年目の所在不明率を10%から5%にするとか、こういう目標を立てて、そしてそれに向けて各施設が尽力をしていく、こうしたことがすごく大事なのかなというふうに思っていて、共通の指標とそれを評価する仕組みを考えていけないだろうかということ、千葉はなかなかまだうまくいっていないのですけれども、東京都なら乗ってくださるのではないかとこのので、東京都なりのデータを示してやっつけていけるといいのかなというふうに思いました。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。大竹委員、お願いします。

○大竹委員 2点なのですが、松原先生から先ほどあったように、突然家庭からというようなお話がありましたけれども、今、私たちが杉並区のNPOのところで生活塾を一緒にやりたいということで子供家庭支援センターに投げかけて、少し気になる家庭のお子さん、小学校4、5、6年生を対象に、子供たちと一緒に御飯をつくり、ボタンつけをしたりということで、生活塾ということで、募集するのはなかなか難しいのですが、家庭支援センターで、この家庭のお子さんに親御さんにも理解を得て来てもらって、1日6時間ぐらいのところで一緒に御飯をつくり、裁縫をしたり生活の知恵を一緒に勉強したりというような活動をやっているのですが、そこには確実にそういうお子さんを家庭支援センターでは把握しているのです。施設には行っていないけれども、そういったところでは確実にいるのです。ですから、そういったところをフォローしていくと、突然家庭から入所というよりも、その前段のところでは何らかの予防的なところではできるのではないかとこのように思っています。

もう一つ、先ほど安田さんから話があったように、自分自身も施設で少しかかわっていたと

きに一時保護所の問題が、これは次のところで出てきますけれども、施設の子供たちにとって自分自身がなぜここで生活しているのかというところがきっちりと整理されていると施設での落ち着いた生活ができるのですが、現状のところでは、そこが整理されないまま入所してきているというようなところでいくと、次回のところでも2か月間というところと、今の一時保護所の体制の中でどう子供たちが整理できて、先ほど、自己決定・自己選択なんていうようなところもありましたけれども、そこは次回のところですけども、やはり一時保護所の役割と自立に向けた取り組みというのは関連しているのではないかなという感想を持ちました。

以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。青葉さん、お願いします。

○青葉委員 私の場合、小さな話題で、自立生活スタート支援事業というのがレジュメの(4)に書いてありまして、立場上ちょっと関与しておりまして、いつも矛盾を感じております。これは、人生最初の借金活動です。それで、うまくいった場合には、子供ですので大学をうまく卒業すれば借金免除ですよという大変ありがたい制度なのですが、逆にうまくいかなかった場合には返済が生じてしまうということで、絶えずここでは話題になります。そのときに、東京都の方もいらっしゃって説明を受けるのですが、この制度の大もとが社会全体、大人の借金制度、東京都の貸付制度をベースに持っているのです、子供だから特別扱いはできないのですという趣旨の説明があるものですから、子供のところだけは人生最初の借金制度ですので、そこだけは大人の制度ではない別枠の制度に立ち上げるようなことが今の行政システムの中で可能なのかどうか、それを何か意思表示する方法があれば教えていただければと思います。

○松原部会長 この点について事務局側から何かありますか。

○廣瀬事業推進担当部長 大変難しい質問なので、今この場ですぐお答えするということが不可能なことをまず最初にお許しいただきたいと思います。

それで、なぜうまくいかなかったときに返すかという点なのですけれども、基本は返すということがベースにあって、それを決して東京都のほうとしては返してほしいからこの制度をつくっているわけではないという、逆にそれを励みにしてやってもらいたいということがスタートにあるのだと思います。ただ、今、青葉委員がおっしゃったようなことという面も確かにあると思います。

それで、先ほど冒頭に申し上げましたように、今すぐこのことをどうするかということとはできないと思っていますけれども、今いただいた意見を含めまして今後のことは検討させていただきたいという、非常に歯切れの悪いお答えなのですけれども、それで御容赦いただければと思います。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私、資料6の右下のほうに狭くいるシェルターのことについて発言をしたいのですが、時間の関係もあって御説明を省かれたのかと思うのですが、お話を伺ってきて、いろいろなところで子供たちがつまづきますし、それは施設を出た後かもしれない。それと、18、19あたりのところでもそういうことというのは起きてきていて、そうではなかったらそうではないと言っていた方がいいのですが、児童相談所というのは比較的、18、19はうちではないよねという形になりがちで、たしか京都なんかは割と児相とシェルターの連携がうまくいって

回りがいいようなのですけれども、もう少しこのシェルターも、せっかくこれは最初に東京の民間の方たちが始めたので、全国的にも誇れる制度だと思いますので、うまく活用をして、そのシェルターの出先として自立援助ホームがあってもいいと思いますし、逆のパターンもあるのかもしれないので、ここもぜひ支援をしていただきたいなというふうに思います。

何かあればどうぞ。

○上川児童相談センター児童福祉相談専門課長 カリヨン等のシェルターとは年1回ですが「少年支援機関ネットワーク会議」が開催され、児童相談所側も参加してそれぞれ問題点等を出し合いながら連携は深めているところです。しかし、各児相の個々の連携について言われると、松原先生がおっしゃるように、シェルター入所すると児童相談所が一時保護委託することなどの関わりがたまにある程度で、児童福祉司も新しい施設なので連携の仕方がわからないところがあると感じています。

○松原部会長 ありがとうございます。

課題対応ということでいろいろ議論が出ましたが、ほかに追加の御意見はありますか。

どうぞ、柏女委員。

○柏女副部会長 まだ生煮えなのではっきりとは言えないのですが、自立支援のためのシステムと専門機能強化型のあれをうまくつなげられないかなという、補助制度として自立支援を組み込めないかなというように少し感じています。かなり難しい事例が多いというのは、そのとおりです。それを支援していくときに、どうしても措置解除後もかなり長期にわたって入院をしたり支援をしていかなければいけない、そういう事例がかなりある。そのときに施設の職員もそれに対して支援をしたりするわけですが、やはり疲弊してしまったり、それから、医師に直接会ってもらったり、専門機能強化型で中にいる分には構わないのですけれども、外へ出てしまうとなかなか医師もタッチできなかつたりというようなことがあって、その子供にどうやって長期的に支援をするための見通しを持っていけるか、そこがうまくいっていないような気がして、それを専門機能強化型と自立支援の何年間かは追いましょうみたいなものをつなげられないかなというように、まだアイデア段階ではあるのですけれども、そんなことをちょっと思いました。思いつき程度で申しわけないのですが、一応出しておこうかなというふうに思いました。

○松原部会長 ありがとうございます。

それでは、きょう、安田さんからの話もいただけて非常に有意義な議論ができたと思います。安田さんのお話にもありましたし、委員からの話にも出てきましたが、親子分離ケースの場合に、一時保護のところから自立支援というのはスタートしていきますし、その一時保護から施設入所、アフターケアという連続した支援がないとスポット、スポットでの自立支援ではなかなか効果が上がらないという御意見だったろうと思います。

その上で、柏女委員のほうからは千葉の事例を出していただいて、数値目標を挙げていらっしゃるというようなことでどうだろうか。それから、専門機能強化型の施設にうまく組み込めないだろうか。

大竹委員のほうからは、地域レベルで日ごろ支援しているところの中から気がつける部分があるのではないかというような御意見も出ました。

それから、これは武藤委員のほうから、やはり児童養護施設と同じように自立援助ホームでも人の配置がすごく根幹になるのではないかという御意見もいただきました。

先ほど安田さんの話でも、やはり施設に長く職員が残っていてくれないと行きにくいのだというお話もありましたので、これは前回からのお話につながる部分ではないかというふうに思っております。

私のほうから少しシェルターの連携というようなこともお話をさせていただきました。こんなことを踏まえて、また提言にまとめていきたいというふうに思っております。

それでは、議事3「家庭的養護推進計画について」、まず事務局のほうからお話をいただき、議論をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 それでは、資料7をごらんいただきたいと思います。前回は都道府県推進計画のところは需要推計を含めて皆様方に御意見をいただいたところでございますが、今後、都道府県の推進計画をつくるに当たりましては、各施設さんが作成していただきます家庭的養護推進計画をもとに都道府県の推進計画を作成してまいりますので、本日は児童養護施設の計画書案というものをお示しさせていただいております。

乳児院さんにつきましては、この案をベースに、項目が若干違うところもございますので、本日は、項目の多い児童養護施設さんのところをベースに皆様方から少し御意見をいただければというところでございます。

一応様式としましては、記述をしていただくような様式を1枚と、最後のところには、少し長いことにはなりますが41年度までということでございますので、各年度ごとのところのように施設の小規模化、あるいはグループホーム、そしてファミリーホームの設置がというところが視覚的に見えるような形の表などを含めて、大きくはこの2つの様式を用いて各施設さんに作成していただきたいと考えて御提示をさせていただいているところでございます。

少しこれまでの動きを御紹介させていただきたいと思いますが、実は25年11月の段階で各施設さんには今後の小規模化やグループホーム、ファミリーホームの設置の方向性といえますか、各施設さんの考え方について事前にアンケートといえますか調査をさせていただいているところでございます。現在は、その調査に基づいて個別に各施設さんと調整をしているところでございますが、今後は、その調査に基づいた数値などをこの家庭的養護推進計画に反映させていただいて、大体5月ごろに決算理事会等がございますので、法人の理事会を経て意思決定したものを6月ごろをめどに東京都のほうに御提出いただくかというようなスケジュールで現在考えているところでございます。

本日は、その記載事項を、もし何か不足事項がございましたら御意見をいただきたいということで御提示をさせていただいております。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

特に武藤委員、今田委員、御質問、御意見あれば。

○武藤委員 先般の児童部会の施設長会でも栗原課長のほうには質問が出ていましたけれども、1つは、資料7の一番下のところに「家庭的養護推進に向けて取り組む上での条件・課題等について」という中に、職員配置基準の見直しが前提だということで書いてある部分があると思うのですが、今、国のほうで私ども全養協なんかも含めて調整をしているところなので、なかなかこの職員配置の改善が確定をしていないと思うのです。なので、前提なのだけれども確定していなくても、今度の計画だけ立てろというところの質問が出ていました。要するに配置基準が前提と言いながら、不確定なのになかなか立てられないのではないかと

う意見が出ております。それに対して、誰も今、答えられる人はいないと思うのですけれども、そんな意見が出ていたということをここでまた言うておきたいと思い発言させていただきました。

もう一つ、ここにファミリーホームということで、とりわけ法人・施設が行うファミリーホームのことに、やはり少し施設運営型の地域小規模児童養護施設とのいろいろな条件や運営費等々も含めて乖離がひどい状況があるので、法人・施設が行うファミリーホームに関しての里親型や一人の養育者がそこに住み込みでやるというようなこともあると思うのですけれども、そこにインセンティブを働かせないと施設が行うファミリーホームについて、私どもも何回か検討したのですけれども、なかなか難しいというような結論に至っているのです。そのところをぜひ東京都としてどうしていくのかということについても検討をしていただきたいと思います。

3点目は、左側の下のところに「家庭的養護推進に向けて取り組む上での条件・課題等について」ということで、これは各施設ごとにいろいろ出てくる可能性もあると思いますので、これが6月ごろ提出するということなので、できればこの幾つかの意見も拾い上げていただきながら、東京都の家庭的養護推進計画の中に生かしていただきたいと願っています。

ちょっと抽象的なことを言っていますけれども、要は、私は結論的に言うと人材の育成や確保や定着あたりとリンクさせないとなかなか難しいということを思っていますので、ぜひ各施設から意見がいろいろ出てくると思っていますので、幾つか拾って、この専門部会の中でも取り上げていったほうがいいのではないかと考えております。

意見になってしまいますけれども、以上です。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 それでは、今、武藤委員からいただいたことについて何点かお答えをさせていただきますと思います。

配置基準については確かに前提でございまして、実は4番のところにも記載例で書いてありますけれども、3番の「家庭的養護推進に向けて取り組む上での条件・課題等について」の中に、やはりそういったことが前提になるのだということを御記入いただくのが、今の段階ではそれ以上はできないのかなというところでございます。

ファミリーホームにつきましては、お話のとおり、資料でも御提示させていただいていますが、国のほうは家賃補助10万というものを1つ出しております。東京都は、グループホームも含めてファミリーホームと差異のないように上限27ということでそろえているところでございますが、根幹の配置基準であるとか、あるいは措置費の現員払い、定員払いというところについては根幹の部分でございまして、これまでも国に要望しておりますけれども、引き続き改善について要望していきたいと思っております。

それから、当然ながら、この推進計画でいただいた課題については、6月をめぐりまして、次回なのか、あるいは次々回なのか分かりませんが、専門部会にもこの家庭的養護を反映した都道府県推進計画については御提示させていただきますし、また、それを踏まえて子供・子育て会議のほうにも社会的養護のところの計画を挙げていくというようなスケジュールになってくると思っていますので、またそのときに御意見などをいただきたいと思っております。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

柏女委員もいろいろなおっしゃっていたのですが、施策的には、例えばこういうフ

ファミリーホームに取り組む施設には何かインセンティブがつかないとやってみようかなという気にはならないので、少し都として独自の何かインセンティブを考えていただければというふうに思います。

今田委員、何かありますか。大丈夫ですか。

ほかは。柏女委員、どうぞ。

○柏女副部長 今、東京都の子供・子育て会議の話が出ましたけれども、子供・子育て会議で計画策定部会の部会長をさせていただいている立場から少しこの様式について御意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、今、職員配置も含めてハード面のところは配置基準の増が前提ということですけれども、ソフト面もここには書けないだろうかということです。例えば、プライベートコーナーを設けるとか担当制を設けるとか、現在の大舎の中であったとしても一人一人の子供たちに配慮した家庭的養護は工夫の中で可能だというふうに思いますし、それが全くなければ、建物だけ、あるいは構造だけユニットや小規模にしても職員の力量が追いついていかないということになるかと思えます。

そういう意味では、建物や職員の配置基準が上がるというのは今後前提だったとしても、その前にやるべきことは当然ソフト面であるわけで、そこをしっかりと書き込んでもらうということは大事なことはないかと思えます。お金をかけなくたってカーテンをすればいいわけですから、そういうような対応も書いていただくようにしてほしいなというふうに思います。これが1点目です。

それから2点目は、この計画は家庭的養護推進計画ですけれども、これはこれで作って、今度は東京都の子供・子育て会議に行ったときには社会的養護全体の計画になるわけですので、その中には今議論してきた自立支援や専門機能を強化するとか、家庭養護をどうやって支援するかとか、施設内虐待をどう防止するかという、こういうものも計画の中に盛り込んでいかなければいけないわけなので、それらについてこの計画の様式の後ろに自由記述で、例えば家庭養護の支援についてどう考えるか、それから、専門的ケアの充実や人材の確保・育成についてどう考えるか、人材の確保・育成は一義的には施設の役割ですので、そこをどう考えるか。そして、自立支援の充実についてどう考えるかというふうに項目を立てて、そして自由記述で、15年までの計画は難しいと思えますけれども、この5年間にどう取り組むのか、それらについて書いていただく。そして、それを参考にさせていただきながら東京都の子供・子育て支援事業、支援計画の中の社会的養護部分を策定するという形にできないだろうかというふうに考えておりますので、御検討をよろしく願いいたします。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 今いただいた意見を反映させて作成していきたいと思っております。ありがとうございました。

○松原部長 ほかにはよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、本日の審議は以上になりますが、事務局から今後の予定等をお願いいたします。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 次回、第6回の部会につきましては、26年5月ごろの開催を予定しております。追って日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○松原部長 それでは、本日の第5回専門部会はこれで終了させていただきます。

長い時間、ありがとうございました。

閉 会

午後7時43分

